

専 決 処 分 書

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和8年3月31日

伊丹市長 中 田 慎 也

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和
8年伊丹市条例第18号）

伊丹市国民健康保険税条例（昭和33年条例第26号）の一部を
次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「，」に改め，「介護納付金
という。）」の右に「および子ども・子育て支援法（平成24年法
律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条
において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え，同項
に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち，
国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康
保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納
付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるため
の国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は，世帯主（
前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康
保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割
額および世帯別平等割額の合算額に，当該世帯に属する18歳以
上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」
という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険
者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等
割額を加算した額とする。ただし，加算後の額が令第56条の8
8の2第4項に規定する額を超える場合においては，子ども・子
育て支援納付金課税額は，同項に規定する額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「
法」という。）」を「法」に，「第6条および第9条において」を
「以下」に改める。

第5条第1号中「第8条」の右に「，第11条の5」を加える。

第11条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第11条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第11条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第11条の5 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第23条第1項各号列記以外の部分中「ならびに」を「,」に改め、同項中「第3項に規定する額を超える場合は、当該額)」の右に「ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が令第56条の88の2第4項に規定する額を超える場合には、当該額)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第

1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 70 円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 560 円

(イ) 特定世帯 280 円

(ウ) 特定継続世帯 420 円

第 23 条第 1 項第 2 号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 650 円

ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 50 円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 400 円

(イ) 特定世帯 200 円

(ウ) 特定継続世帯 300 円

第 23 条第 1 項第 3 号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 260 円

ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 20 円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

第23条第3項中「および」を「ならびに」に改め、同項各号列記以外の部分中「被保険者均等割額」の右に「および18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付

金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては，その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に，当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては，その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は，当該被保険者均等割額から，当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項，第6項及び第8項から第15項までの規定中「第9条」の右に「，第11条の2」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の伊丹市国民健康保険税条例の規定は，令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和7年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。